

社団法人 日本循環器管理研究協議会定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、日本循環器管理研究協議会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、事務所を東京都豊島区東池袋1丁目48番10号におく。

(支 部)

第 3 条 本会は、理事会の議決を経て必要な地域に、地方支部をおくことができる。

(目 的)

第 4 条 本会は、循環器疾患の疫学、管理及び予防に関する研究とその応用発展を図り、もって国民健康の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 循環器疾患の疫学的調査、研究ならびに研究の助成
- (2) 循環器疾患管理方法の学術的研究及び技術的援助
- (3) 循環器疾患の疫学及び予防管理に関する研究会の開催
- (4) 循環器疾患予防管理に従事する者の研修
- (5) 循環器疾患予防に関する思想の普及及び啓蒙
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第 6 条 本会の会員は次の3種とする。

- (1) 普通会員 本会の主旨に賛同し、所定の手続きをへて本会に入会した者
- (2) 賛助会員 本会の目的事業を賛助し入会した個人または団体
- (3) 名誉会員 本会に功労のあった者で、理事会において推せんされた者

(会 費)

第 7 条 普通会員および賛助会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2. 会費は、毎年4月30日までに、納入するものとする。

ただし賛助会費は分納することができる。

3. すでに納めた会費は、これを返還しない。

(入 会)

第 8 条 本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書に会費を添えて提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、第6条第3号に規定する名誉会員を除く。

(退 会)

第 9 条 本会の会員は、その旨を理事長に届出て、退会することができる。

2. 死亡し、または解散した会員若しくは第7条第1項の規定による会費を2年以上滞納した会員は退会したものとみなす。

(除 名)

第 10 条 会員にして、本会の名誉をき損し、またはこの定款に反するような行為のあったときは、理事長は総会の決議により、これを除名することができる。

第 3 章 役員及び顧問等

(種 別)

第 11 条 本会は、次の役員をおく。

会 長 1名

理 事 15名以上25名以内 (理事長 1名
常任理事 3名)

監 事 2名

(選出方法)

第 12 条 会長は、理事会の承認をえて、理事長がこれを委嘱する。

2. 理事及び監事は、総会において選任する。

3. 理事長及び常任理事は、理事の中から互選により定める。

4. 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(職 務)

第 13 条 会長は、本法人を総理する。

2. 理事長は、本会を代表し業務を処理する。

3. 理事長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ選任された者がその職務を代行する。
4. 理事は、理事会を組織し、総会の議決に基づいて会務を執行する。
5. 常任理事は、常任理事会を組織しその決議に基づいて常務を処理する。
6. 監事は、民法第59条の職務を行なう。

(任 期)

第 14 条 会長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
3. 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者が引続きその職務を行なわなければならない。

(解 任)

第 15 条 役員で、役員としてふさわしくない行為のあったときは総会の議決により、解任することができる。

(顧 問 等)

第 16 条 本会に、顧問、相談役及び評議員を若干名おくことができる。

2. 顧問、相談役及び評議員は、理事会の同意をえて、理事長が委嘱する。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 17 条 会議は、総会、理事会及び常任理事会の3種とする。

2. 総会は、これを定期総会及び臨時総会の2種に分ける。

(構 成)

第 18 条 総会は、第6条の会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。
3. 常任理事会は、理事長及び常任理事をもって構成する。

(機 能)

第 19 条 総会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認

(3) その他本会の運営に関すること

2. 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること及び常任理事会に委任すべき事項

(招 集)

第 20 条 会議は理事長が招集する。

2. 会議を招集するには、会議を構成する会員、理事または常任理事に対し、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時、場所を示して、7日以前に文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない理由のある場合はこの限りではない。

(開 催)

第 21 条 定期総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は理事会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき開催する。

(議 長)

第 22 条 総会の議長は、その総会において出席した会員のなかから選任する。

2. 理事会及び常任理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定 足 数)

第 23 条 総会はこれを構成する会員の3分の1、理事会及び常任理事会は、これを構成する理事または常任理事の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議 決)

第 24 条 会議の議事は、出席した会員、理事または常任理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 25 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員、理事または常任理事はあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他

の構成員を代理人として、表決を委任することができる。

この場合前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2. 理事長は、緊急を要する事項については、理事または常任理事に対して書面を送付して賛否を求め、理事会または常任理事会に代えることができる。この場合理事長は、次期理事会または常任理事会においてその結果を報告しなければならない。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
 - (2) 会員、理事または常任理事の現在数
 - (3) 会議に出席した会員、理事または常任理事の氏名（書面表決者および表決委任者を含む）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過、要領および発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関すること
2. 議事録には、議長の他、出席した会員、理事または常任理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第28条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の決議による。

(経費の支弁)

第 29 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算・決算)

第 30 条 本会の毎年度の収支予算は、総会の承認を得なければならない。

2. 収支決算は、年度終了後 1 ヶ月以内に、その年度末財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 31 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 6 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 32 条 この定款は、総会において、会員の 4 分の 3 以上の同意を経、厚生大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散、残余財産の処分)

第 33 条 本会の解散は、総会において、会員の 4 分の 3 以上の同意を経、厚生大臣の許可を得なければならない。

2. 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、厚生大臣の許可を得て類似の目的をもつ他の公益法人に寄付するものとする。

第 7 章 雑 則

(委 任)

第 34 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1. 本会の設立当初の役員は、第 12 条第 1 項、第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところにより、その任期は、第 14 条各項の規定にかかわらず昭和 44 年 6 月 30 日までとする。
2. 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 19 条第 1 項第 1 号、第 2 項第 2 号第 30 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
3. 本会の設立当初の会計年度は、第 31 条の規定にかかわらず、設立許可の日より昭和 44 年 3 月 31 日までとする。